

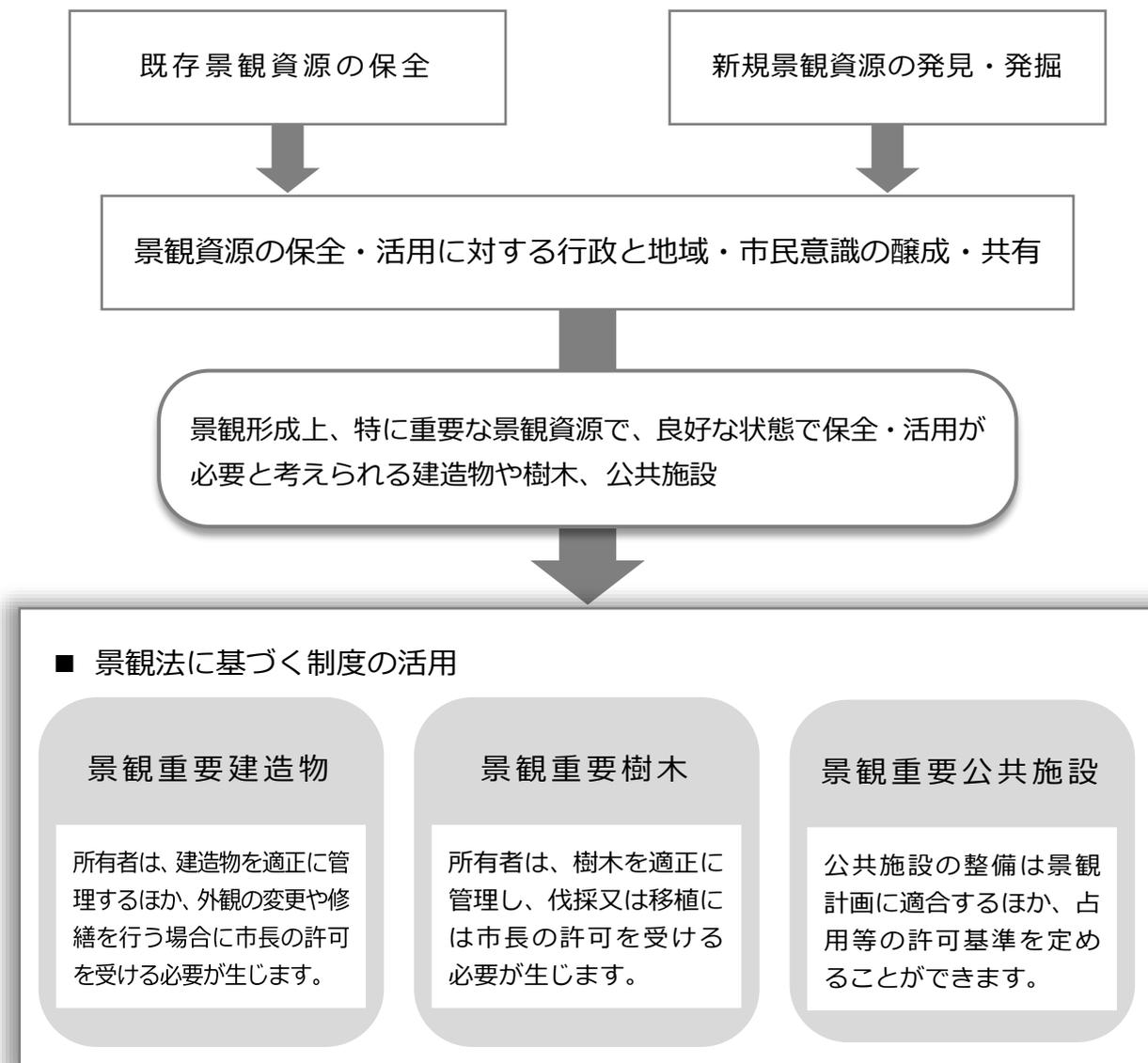
第5章 良好な景観形成に関する事項

1. 景観資源の保全・活用に向けた考え方

本市の魅力的な景観形成を進めるためには、地域の景観資源を活かしたまちづくりが重要です。特に、地域のシンボルとなり市民に親しまれている建造物や歴史のある樹木など、また、特徴的な道路・河川・公園などの公共施設は、地域の誇りや市民に愛着のある景観づくりに大きな役割を果たすものです。

今後、このような景観資源を発掘・発見し、地域による景観づくりにより保全・活用していきます。

特に、景観づくりを進める上で重要な建造物や樹木、公共施設は、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定制度を活用し、保全・活用していきます。



2. 景観重要建造物について

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第19条第1項の景観重要建造物の指定の方針について定めます。

景観重要建造物の指定は、指定方針に基づき所定の手続きを経て市長が行うものとします。

指定方針1：市内の建造物で、歴史的な価値のあるものや優れたデザインのもの等、地域の景観にとって重要な要素となっているものを指定します。

指定方針2：地域のシンボルとして地域や市民に親しまれているものを指定します。

指定方針3：景観重要建造物は、現状変更の制限がかかることから、所有者の意向を踏まえながら指定します。

(2) 景観重要建造物の指定の基準

指定にあたっては、次の基準を全て満たすこととします。

指定基準1：道路その他の公共の視点から一体となる景観を形成するもの

指定基準2：所有者及び管理者の合意が得られたもの

指定基準3：次のいずれかの視点により真岡市の景観を特徴づけるもの

○景観計画に基づく本市の景観形成に大きく寄与する建造物

○外観が歴史的な様式を継承していたり、文化的に重要な役割を担う建造物

○地域のシンボルとして、地域に親しまれる等、地域の景観形成の取組に重要な建造物

【 景観重要建造物の指定候補例 】



岡部記念館「金鈴荘」



真岡駅

3. 景観重要樹木について

(1) 景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針について定めます。

景観重要樹木の指定は、指定方針に基づき所定の手続きを経て市長が行うものとします。

指定方針1：歴史的・文化的な価値を有する樹木について指定します。
指定方針2：市内の樹木で、地域の風景の一部として市民に親しまれているものや樹容（樹木の外観の姿）が景観上特に優れているもの等、地域の景観にとって重要な要素となっているものを指定します。
指定方針3：景観重要樹木は、現状変更の制限がかかることから、所有者の意向を踏まえながら指定します。

(2) 景観重要樹木の指定の基準

指定にあたっては、次の基準を全て満たすこととします。

指定基準1：道路その他の公共の視点から一体となる景観を形成するもの
指定基準2：所有者及び管理者の合意が得られたもの
指定基準3：次のいずれかの視点により真岡市の景観を特徴づけるもの
○地域の目印やシンボルとして地域住民に親しまれているもので、地域の景観形成上重要な樹木
○樹容が景観上の特徴を有する樹木
○地域等から景観形成の取組に重要なものであると提案された樹木

【 景観重要樹木の指定候補例 】



北中里の工ノキ



長沼八幡宮のケヤキ

4. 景観重要公共施設について

道路・河川・公園等の公共施設は、地域の景観形成における重要な要素であり、周辺の自然環境や街並みと調和した施設デザインや管理が求められます。

このため、本市の景観形成において重要な公共施設（道路・河川・公園等）については、景観重要公共施設に指定し、今後、公共施設管理者等との協議を図りながら、景観上配慮すべき事項等を確認するとともに、同意の上で施設の整備に関する事項及び占用等の基準を定め、景観に配慮した施設整備を推進します。

(1) 景観重要公共施設の整備の方針

公共施設は、本市や地域のシンボルとなるものであることから、景観重要公共施設の整備にあたっては、次の方針に基づき、周辺環境に調和する良好な景観形成に努めます。

整備方針 1：公共施設の形態・意匠は、周辺環境との調和に配慮し、周辺景観と一体となったデザインとします。

整備方針 2：公共施設の色彩は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基本とします。

整備方針 3：公共施設の敷地内は、花や樹木による緑化を推進し、潤いのある公共施設空間を創出します。

(2) 景観重要公共施設の指定の基準

指定にあたっては、次の基準の内いずれかを満たすこととします。

指定基準 1：優れた眺望景観を有する公共施設

指定基準 2：都市軸、賑わいや観光の軸となっている道路

指定基準 3：歴史的街並み沿道の景観との調和が求められる道路

指定基準 4：市民や観光客等に親しまれ、本市のシンボルとなっている公共施設

指定基準 5：特徴的な景観を有する公共施設

【 景観重要公共施設の指定候補例 】



五行川



やすらぎの堀沿いの石畳

5. 屋外広告物について

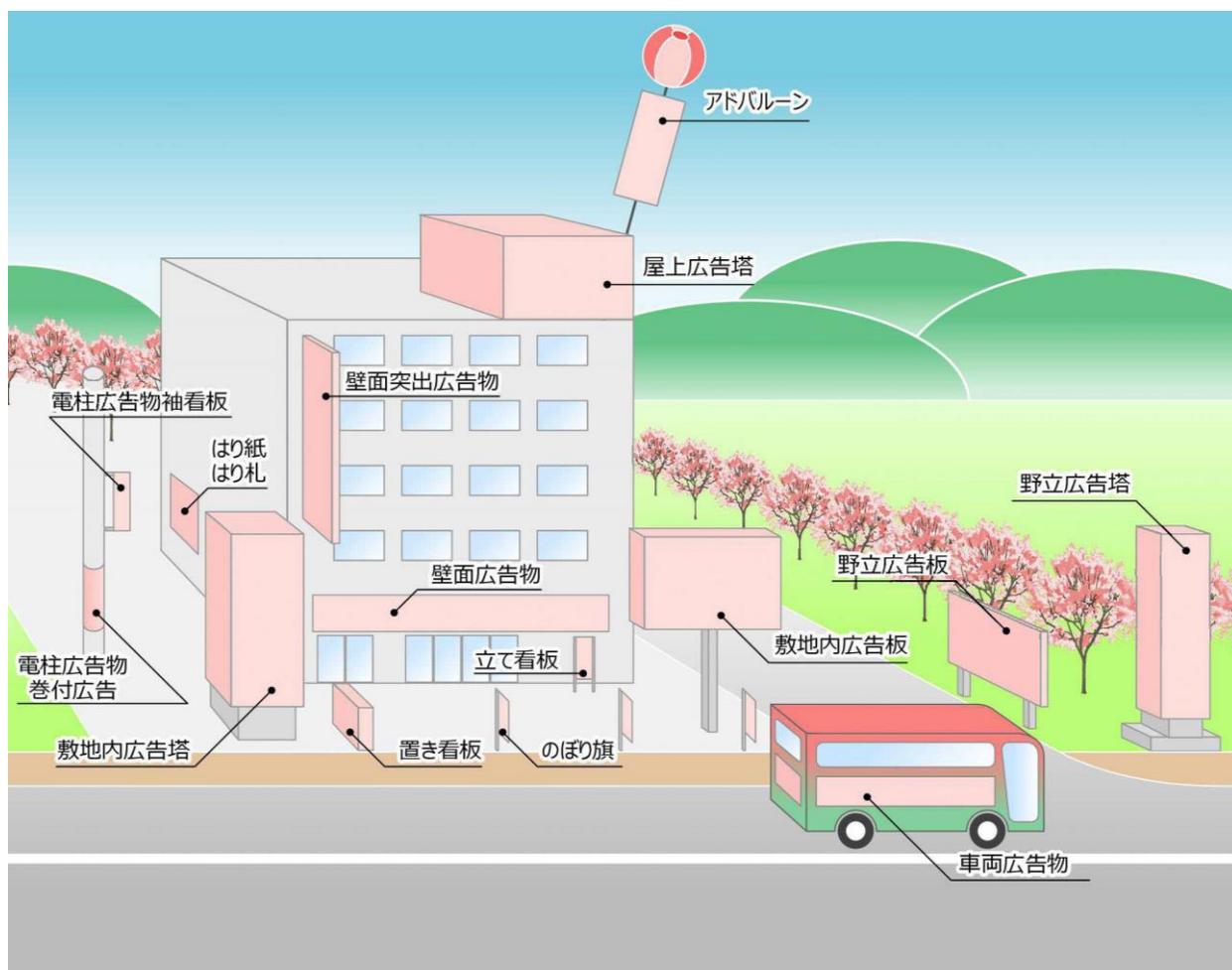
屋外広告物は、市民や来訪者に様々な情報を与え、街並みに賑やかな印象を与える等の効果がある一方で、幹線道路沿道や住宅地等に大規模な屋外広告物や派手な色彩の屋外広告物などが無秩序に掲出されることで、街並み景観を阻害する要因になることもあります。

現在、本市では、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する行為については、栃木県屋外広告物条例に基づき規制が行われています。

栃木県屋外広告物条例の周知と適切な運用により、屋外広告物の規制・誘導を図りつつ、本市の景観資源や良好な眺望点の周辺においては、景観特性に配慮したきめ細かい規制・誘導を推進するための、地域の特性や実状に応じた取組をしていく必要があります。

そのため、屋外広告物実態調査等により課題を把握し、必要に応じて市独自の屋外広告物条例の制定を検討していきます。

【 身近な屋外広告物の種類 】



6. 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設について

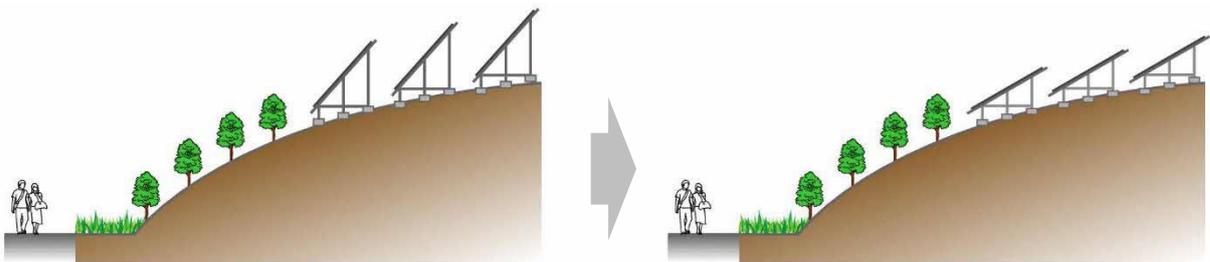
太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設は、本市の景観形成において大きな影響を与えるものであることから、景観計画の推進にあたり軽視できないものであり、これまで受け継がれてきた豊かな自然景観や歴史・文化的景観を損ねる要因になる恐れがあります。

しかし、太陽光発電施設等による再生可能エネルギーは、環境への負荷が少なく温室効果ガス排出量の削減等が図れるため、市の環境政策としても推進すべきものの一つでもあります。

現在、本市では、防災、環境保全、景観保全等の面から太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的として栃木県が策定した「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づき、一定の規制が行われています。

本市は、景観形成の基本方針を推進するため、一定規模以上の太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設を、届出対象行為及び景観形成基準に位置付けることとしました。

【 景観形成基準配慮イメージ 】



道路から太陽光発電施設が直接見えないように施設の形態を配慮します。



道路から太陽光発電施設が直接見えないように植栽を施すなど配慮します。